

令和 7 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案研究)

労災認定された精神障害事案における精神医学的視点からみた自殺事案の解析

研究分担者 高橋有記 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター・研究員

＜研究要旨＞

【目的】令和 5 年度に労災認定された精神障害事案件数は 883 件であり、このうち未遂を含む自殺事案は 79 件で全体の 8.9%を占めている。自殺がもたらす負の影響は計り知れないものがあり、自殺予防対策の重要性は極めて高い。本研究は、令和 2 年度～令和 4 年度の 3 年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案のデータベースを基に基礎集計を行い、自殺予防を目的とした詳細分析を行うものである。

【方法】対象とする業種は全業種とし、令和 2 年度～令和 4 年度の 3 年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案のデータベース(自殺事案 213 件、自殺未遂事案 14 件)を基に基礎集計を行うとともに、令和 4 年度の自殺事案 62 件、自殺未遂事案 5 件の調査復命書を精読し、分析を行った。

【結果】自殺事案は 213 件であり、男性 205 件(96.2%)、女性 8 件(3.8%)であった。自殺未遂事案は 14 件であり、男性 8 件(57.1%)、女性 6 件(42.9%)であった。自殺事案及び自殺未遂事案ともに事業場規模が 0-49 人の小規模事業場で多く発生していた。また、自殺事案ではうつ病エピソードが 110 件(51.6%)を占めており、自殺未遂事案では適応障害が 5 件(35.7%)を占めていた。業種に関しては、自殺事案では、製造業、建設業で有意に多く発生していた。労災認定要因に関しては、自殺事案及び自殺未遂事案ともに過重労働に関連する負荷要因だけではなく、⑤対人関係に分類される、「上司とのトラブルがあった」、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」がおよそ 2 割の事案でみられた。

【考察】自殺事案及び自殺未遂事案の共通点としては、事業場規模が 0-49 人の小規模事業場で多く発生していることや、過重労働だけではなく対人関係に関する負荷要因も大きな一因となっていることが明らかとなった。一方で、自殺事案と自殺未遂事案の相違点としては、自殺未遂事案では、より適応障害が多いこと、遺書を用意している割合が圧倒的に少ないこと、そして精神疾患発症から企図までの期間が更に短いこと(1 週間未満が半数を占めている)が明らかとなった。

【この研究から分かったこと】自殺未遂を含めた自殺予防対策は様々な心理社会的要因が背景にあるため、非常に難渋することも稀ではないが、精神科臨床医の初回面接でいかに希死念慮を含めた状態像を正確に診たて、適切な対応(休養や、家族及び職場への情報共有等)をすることが非常に重要であることが示唆された。

【キーワード】自殺、自殺未遂、うつ病エピソード、適応障害

研究分担者:

吉川 徹(労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター・統括研究員)
高橋正也(同センター・センター長)

A. 目的

業務上疾病として認定された精神障害事案件数は増加の一途を辿っており、令和 3 年度の精神障害事案数は 629 件¹⁾、直近の令和 5 年度は 883 件である²⁾。これらの精神障害事案には自殺事案が含まれ、令和 5 年度におけ

る未遂を含む自殺事案は79件で全体の8.9%を占める。精神障害の労災認定件数の急激な増加に比して、精神障害事案における自殺事案は毎年70件前後で推移している。労災認定される精神障害の件数と同自殺件数の増加割合の解離が示唆する要因に関しては、未だ十分に検討できていない。

一方、平成18年に自殺対策基本法が成立し³⁾、同法に基づく「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)により、仕事に関係する自殺を含む総合的な自殺対策が推進されている⁴⁾。

これまでの先行研究では、自殺の原因及び予防に関しては、勤務問題の解消、精神疾患の予防、自殺念慮の低減を含めた総合的な評価と介入の重要性が報告され⁵⁾、当研究所の事案分析結果からも精神障害を発症した労働者の早期発見と、迅速に援助につなげることの重要性を指摘している⁶⁾。一方で、令和6年度の自殺者数総数は20,268人と減少傾向であるが⁷⁾、勤務問題を原因とする自殺と労災補償されている自殺件数には大幅な解離がある。

これまで研究分担者(高橋有記)らは、精神科外来で医師として精神疾患の患者の診察、治療、職場復帰支援などを行ってきた。そのなかで、精神障害を発症し自殺に至る症例に関しては、業務特性や個人の認知パターンなど、特有の病理の存在が疑われる事例を経験している。

今後より一層、就労者の自殺防止対策が進められるなかで、直近の情報を含む精神障害事案の自殺実態に関する知見は、今後の対策の方向性を検討する上で重要である。特に、西村らの報告以降の直近の労災認定された自殺事案における心理的負荷の種類や自殺事案と生存事案の相違、自殺前の医療機関受診の有無と予防措置の実態など、医学的調査が期待される。

そこで、本年度は令和2年度～令和4年度の3年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案のデータベースを基に基礎集計を行い、特徴や変化に加え、自殺に至る要因について注目し、これまでの報告との相違に注目し解析を行う。

本研究は、精神障害事案における自殺及び自殺未遂の事案を対象に、自殺予防を目的とした詳細分析を行うものである。

B. 方法

1. 分析対象

本研究では対象とする業種は全業種とし、令和2年度～令和4年度の3年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案及び自殺未遂事案のデータベース(自殺事案213件のうち、男性205件、女性8件。自殺未遂事案14件のうち男性8件、女性6件)を対象として分析を行った。これらの情報については統計処理を可能とするために、関連情報を数値化したデータベースを構築した。

2. 分析方法

本研究では、調査復命書の記載内容に基づき、性別、発症時年齢、事業場規模、決定時疾患名、業種、労災認定要因及び関連事項(精神科受診有無等)の分析を行った。分析方法としては、令和2年度～令和4年度の3年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案及び自殺未遂事案のデータベース(自殺事案213件のうち、男性205件、女性8件。自殺未遂事案14件のうち男性8件、女性6件)を基に基礎集計を行い、過労死等の防止に資する発生の要因について、これまでの報告からの変化に注目し解析を行った。加えて、令和4年度の自殺事案及び自殺未遂事案の調査復命書を精読し、性別、年齢、心理的負荷が生じた出来事などの分析を試み、過労死等の防止対策を検討した。

但し、精神障害に関する分析は平成23年12月に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準」(以下「認定基準」という。)によって認定された事案に限定した。

また、疾患のうち精神障害については、「ICD-10 国際疾病分類第10版(2003年改訂)」の第5章「精神および行動の障害(F00-F99)」に基づいて分類を行った。なお、業務に関する出来事は、認定基準に挙げられている出来事に基づいて集計を行った。

3. 倫理面での配慮

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得たうえで行った(通知番号:2022N10)。本研究で用いたデータベースには、個人の氏名、住所、電話番号等、個人を特定できる情報は一切含まれていない。

C. 結果

1. 対象者の概要

1) 性別・発症時年齢・事業場規模・支給件数

表 1 に自殺及び自殺未遂事案における性別、発症時年齢、生死、事業場規模を示した。

自殺事案の性別は、男性 205 件(96.2%)、女性 8 件(3.8%)であった。

10 歳階級別の発症時年齢をみると、男性は 40-49 歳が 67 件(32.7%)と多く、女性は 20-29 歳が 5 件(62.5%)と多かった。

支給件数はおよそ 70 件/年で推移していた。事業場規模に関しては、男女ともに 0-49 人の小規模事業場が最も多く、男女合計で 98 件(46.0%)を占めていた。

自殺未遂事案の性別は、男性 8 件(57.1%)、女性 6 件(42.9%)であった。

10 歳階級別の発症時年齢をみると、男女合計で 20-29 歳が 5 件(35.7%)と最も多かった。

支給件数はおよそ 4~5 件/年で推移していた。

事業場規模に関しては、男女合計で 0-49 人及び 100-499 人の事業場が 5 件(35.7%)と多くみられた。

2) 決定時疾患名

表 2 に自殺及び自殺未遂の事案における決定時疾患名を示した。

自殺事案における決定時疾患名に関しては、男女合計で F3 気分(感情障害)が 179 件(84.0%)、F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害が 31 件(14.6%)であり、F3 気分(感情障害)が多く、そのなかでも F32 うつ病エピソードが 110 件(51.6%)と最も多かった。

自殺未遂事案における決定時疾患名に関しては、男女合計で F3 気分(感情障害)と、F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害がそれぞれ 7 件(50.0%)で半数ずつを占めていた。

2. 業種

表 3 に自殺及び自殺未遂の事案における業種別統計データについて、カイ二乗検定を用いて示した。

自殺事案における業種別データに関しては、製造業(認定件数 310 件中 56 件)、建設業(133 件中 37 件)、電気・ガス・熱供給・水道業(14 件中 4 件)で有意に多かった。一方で、医療、福祉(454 件中 9 件)、不動産業、物品賃貸業(39 件中 0 件)で有意に少なかった。

自殺未遂事案に関しては、業種別データで有意差はみられなかった。

3. 労災認定要因

表 4 に自殺及び自殺未遂の事案における労災認定要因を示した。

自殺事案(男女合計 213 件)における労災認定要因に関しては、特別な出来事の「極度の長時間労働」が 16 件(7.5%)、恒常的な長時間労働が 53 件(24.9%)みられた。具体的な出来事に関しては、③仕事の量・質に分類される、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 98 件(46.0%)、「2 週間(12 日)以上にわたって連続勤務を行った」が 66 件(31.0%)と多かった。また⑤対人関係に分類される、「上司とのトラブルがあった」が 47 件(22.1%)、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が 41 件(19.2%)みられた。一方で、②仕事の失敗、過重な責任等の発生に分類される、「会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした」が 31 件(14.6%)みられた。

自殺未遂の事案(男女合計 14 件)における労災認定要因に関しては、③仕事の量・質に分類される、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 5 件(35.7%)、「2 週間(12 日)以上にわたって連続勤務を行った」が 3 件(21.4%)と多かった。一方で、⑤対人関係に分類される、「上司とのトラブルがあった」が 4 件(28.6%)、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が 7 件(50.0%)みられた。

4. 関連事項

表 5 に自殺及び自殺未遂の事案における関連事項(精神科受診・遺書の有無、結婚歴、子ども、精神障害発症から企図までの期間、相談相手)のデータについて、カイ二乗検定を用いて示した。

まず精神科受診の有無に関しては、自殺事案では精神科受診ありが 63 件(29.6%)、なしが 150 件(70.4%)であり、自殺未遂事案では精神科受診ありが 11 件(78.6%)、なしが 3 件(21.4%)であり、精神科受診の有無に関しては有意差がみられた。

遺書に関しては自殺事案では遺書ありが 88 件(41.3%)、なしが 125 件(58.7%)であり、自殺未遂事案では遺書ありが 1 件(7.1%)、なしが 13 件(92.9%)であり、遺書の有無に関しても有意差がみられた。

結婚歴・子どもの有無に関しては、自殺事案では未婚が 71 件(33.3%)、既婚が 132 件(62.0%)であり、子どもがいる事案が 119 件(55.9%)であった。自殺未遂事案では未婚が 6 件(42.9%)、既婚が 7 件(50.0%)であり、子どもがいる事案は 5 件(35.7%)であった。結婚歴・子どもの有無に関しては自殺事案、自殺未遂事案の間に有意差はみられなかった。

精神疾患発症から企図までの期間に関しては、自殺事案では 1 週間未満の事案が 69 件(32.4%)、自殺未遂事案では 7 件(50.0%)で最も多かった。なお、精神疾患発症から 1 か月以内に企図に至った事案は、自殺事案では 136 件(63.8%)、自殺未遂事案では 10 件(71.4%)であった。

相談相手に関しては、自殺事案では家族が 126 件(59.2%)で最も多く、主治医は 63 件(29.6%)であった。自殺未遂事案では、主治医が 11 件(78.6%)で最も多く、家族は 3 件(21.4%)であり、有意差はみられなかった。

また、自殺手段に関して、自殺事案では縊首が 149 件(70.0%)と最も多く、自殺未遂事案では過量服薬が 7 件(50.0%)と最も多かった。

5. 典型事例

令和 4 年度の自殺事案 62 件、自殺未遂事案 5 件のなかから特徴的な 3 件の事例を提示した。

【事例 1-1】30 歳代男性、製造業

- ・疾患名:うつ病エピソード
- ・労災認定要因:会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした、上司とのトラブルがあった
- ・業務以外の要因:特になし
- ・経過:X 年 Y 月に精機会社に入職。X+8 年に主任となり、翌年に上司が変わった。同時期に取り扱っているアクチュエータの事故があり、また、設計及び開発を担当していた製品の開発が遅れ、期日までに納入できなかった。そのことに関して、新しい上司に厳しく指導・叱責されており、うつ病を発症し自殺企図に至った。

【事例 1-2】50 歳代男性、建設業

- ・疾患名:うつ病エピソード
- ・労災認定要因:上司とのトラブルがあった、仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった
- ・業務以外の要因:特になし
- ・経過:X 年 Y 月に建設会社に入職。その後部長に昇進し、新事業のプロジェクトを任されるようになり、本社に異動となった。しかしその後より上司より罵声を浴びせられたり、プロジェクトから名前を外されたりすることがあり、次第に抑うつ気分や意欲の低下、思考制止、手首を切るなどの自傷行為がみられるようになった。家族の勧めによりクリニックを受診し、うつ病エピソードの診断となり、自宅休養が必要と判断され上司に休職の申し出をしたが受け入れられなかった。その後、自殺企図に至った。

【事例 1-3】50 歳代女性、製造業

- ・疾患名:うつ病エピソード
- ・労災認定要因:同僚等から、暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた、上司とのトラブルがあった、セクシュアルハラスメントを受けた
- ・業務以外の要因:特になし
- ・経過:X 年 Y 月に日本酒に関する製造業に入職。上司が変わり、新しい上司からラベル機の使用予約を勝手にキャンセルされ、口論になると同僚から怒鳴られることが複数回あった。またその同僚からは、性的発言や身体接触も受けるようになった。年末の勤務の際に、上司と同様のことで口論となり、この時にも同僚に怒鳴りつけられ、仕事を早退。その翌日に、自殺未遂に至った。

D. 考察

本研究では、令和2年度～令和4年度の3年間の労災認定された精神障害事案における自殺事案及び自殺未遂事案のデータベース(自殺事案213件のうち、男性205件、女性8件。自殺未遂事案14件のうち男性8件、女性6件)を対象として分析を行い、自殺事案及び自殺未遂事案における精神障害による労災認定事案の実態と背景要因を明らかにすることを目的とした。

1. 自殺事案について

今回の研究で令和2年度～令和4年度の3年間においては、自殺事案は213件であり、男性205件(96.2%)、女性8件(3.8%)であり男性が圧倒的に多かった。発症時年齢に関しては、男性は40-49歳が67件(32.7%)と多く、女性は20-29歳が5件(62.5%)と多かった。

一方で、厚生労働省が報告しているデータでは、令和6年度における自殺の性差は男性13,801人(67.9%)、女性6,519人(32.1%)、男女合計20,320人であり、年齢別割合では男女ともに50-59歳が男性2,684人(19.4%)、女性1,115人(17.1%)で最多である⁸⁾。この相違に関しては、まず、本研究で対象とした過労自殺は、あくまで自殺の一部に過ぎないこと(自殺の原因は、勤務問題以外に、家庭問題、健康問題など様々である)。加えて、男女間の給与水準も男性:女性で4:3とされており⁹⁾、家計の負担割合を考慮すると男性の事案で申請が増えている可能性も考えられた。

事業場規模に関しては、男女ともに0-49人の小規模事業場が最も多く、男女合計で98件(46.0%)を占めていた。つまり、自殺事案のおよそ半数が、産業保健のリーチが届きづらい(不調をきたした際の産業医面談や業務調整などがしづらい)小規模事業場で起きていることが明らかとなった。

決定時疾患名に関しては、男女合計でF3気分(感情障害)が179件(84.0%)であり、そのなかでもF32うつ病エピソードが110件(51.6%)と最も多く、また、下位項目の診断も含めるとうつ病エピソードの事案は147件(69.0%)を占めており、以上より、うつ病に対する対応が重要であると考えられた。

業種においては、製造業(認定件数310件中56件)、建設業(133件中37件)、電気・ガス・熱供給・水道業(14件中4件)で有意に多かった。一方で、医療、福祉(454件中9件)、

不動産業、物品賃貸業(39件中0件)で有意に少なかった。製造業(男女合計56件)に関しては、過重労働に関連する、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が32件(57.1%)、「2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った」が15件(26.8%)と多くを占めているが、その一方で、対人関係に分類される、「上司とのトラブルがあった」が18件(32.1%)、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が12件(21.4%)みられ、負荷要因として対人関係も大きな一因であることが考えられた。一方で、医療、福祉は有意に自殺事案が少なかったが、おそらく、身体的及び精神的不調に対するリテラシーが充足していることや、適切な受診行動を促す体制が構築されていることが要因として考えられた。

労災認定要因(男女合計213件)に関しては、特別な出来事の「恒常的な長時間労働」が53件(24.9%)と多く、また、具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が98件(46.0%)や、「2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った」が66件(31.0%)と過重労働に関連する負荷要因が多い一方で、「上司とのトラブルがあった」や、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」で認定された事案がおおよそ2割みられ、過重労働だけではなく対人関係も就労者の心理的負荷要因の大きな要因であることが示唆された。

精神科受診に関してはおおよそ3割の事案で受診しているが、一方で、6割以上の事案において、精神疾患発症から1か月以内で自殺既遂していた。この短期間での精神科受診は初診だけに留まっていることが予想され、そのため、抑うつ状態を呈した就労者においては、精神科臨床医の初回面接でいかに希死念慮を含めた状態像を正確に診たて、適切な対応(休養や、家族及び職場への情報共有等)をすることが非常に重要であることが示唆された。

2. 自殺未遂事案について

今回の研究で令和2年度～令和4年度の過去3年間においては、自殺未遂事案は14件であり、男性8件(57.1%)、女性6件(42.9%)であり男性が若干多かった。発症時年齢に関しては、男性は20-29歳が4件(50.0%)と多く、女性は50-59歳が3件(50.0%)と多かった。

事業場規模に関しては、男女合計で 0-49 人の小規模事業場が 5 件(35.7%)で多くみられた。

決定時疾患名に関しては、F3 気分(感情障害)と F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害がそれぞれ 7 件(50.0%)であったが、各診断のなかでは、適応障害が 5 件(35.7%)と最も多かった。

業種に関しては製造業が 5 件で最も多かったものの、業種間での自殺未遂の割合では有意差はみられなかった。

労災認定要因に関しては、具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 5 件(35.7%)、「2 週間(12 日)以上にわたって連続勤務を行った」が 3 件(21.4%)と過重労働に関連する負荷要因が多い一方で、「上司とのトラブルがあった」が 4 件(28.6%)、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が 7 件(50.0%)と多くを占めており、自殺未遂事案に関しても過重労働だけではなく対人関係も就労者の心理的負荷要因の大きな要因であることが示唆された。

精神科受診ありの事案が 11 件(78.6%)、遺書なしの事案が 13 件(92.9%)と自殺事案と比べて有意差がみられた。

以上より、自殺未遂事案に関しては、自殺事案と共通しているのは、事業場規模が 0-49 人の小規模事業場で多く発生していることや、過重労働だけではなく対人関係に関する負荷要因も大きな一因となっていることである。一方で、自殺事案と異なるのは、適応障害が多いこと、遺書を用意している割合が圧倒的に少ないこと、そして精神疾患発症から企図までの期間が更に短いこと(1 週間未満)が半数を占めている)である。

これらより、自殺未遂事案は自殺事案と比べて、企図に至る就労者の心情がより衝動的であることが示唆された。そのため、自殺事案と同様に(もしくはそれ以上に)、精神科臨床医の初回面接でいかに希死念慮を含めた状態像を正確に診たて、適切な対応(休養や、家族及び職場への情報共有等)をすることが非常に重要である。

E. 結論

本研究の結果、自殺事案及び自殺未遂事案における過労死等の実態と背景要因の一

端が明らかとなった。

自殺事案及び自殺未遂事案の共通点としては、事業場規模が 0-49 人の小規模事業場で多く発生していることや、過重労働だけではなく対人関係に関する負荷要因も大きな一因となっていることが明らかとなった。

一方で、自殺事案と自殺未遂事案の相違点としては、自殺未遂事案では、より適応障害が多いこと、遺書を用意している割合が圧倒的に少ないこと、そして精神疾患発症から企図までの期間が更に短いこと(1 週間未満が半数を占めている)が明らかとなった。

自殺未遂を含めた自殺予防・対策は様々な心理社会的要因が背景にあるため、非常に難渋することも稀ではないが、精神科臨床医の初回面接でいかに希死念慮を含めた状態像を正確に診たて、適切な対応(休養や、家族及び職場への情報共有等)をすることが非常に重要であることが示唆された。

F. 健康危機情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

I. 文献

- 1) 佐々木毅. 脳・心疾患及び精神障害の過労死等事案の経年変化解析: 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 令和5年度 総括・分担研究報告書. P27-P71
- 2) 厚生労働省. 令和5年度「過労死等の労災 補 償 状 況 」(Accessed at: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40975.html)
- 3) 厚生労働省(平成 18 年). 自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)(Accessed at: <https://www.mhlw.go.jp/content/000527996.pdf>)
- 4) 厚生労働省(令和 4 年). 自殺総合対策

大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～. 令和4年10月14日閣議決定. (Accessed at: https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

- 5) 木内敬太, 吉川徹, 山内貴史, 高橋正也. 過労死等としての自殺とその予防対策に関する研究動向. 産業精神保健 28(3):265-271, 2020.
- 6) 西村悠貴, 山内貴史, 吉川徹, 高橋正也. 精神障害(自殺)の労災認定事案の解析: 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究. 令和2年度 総括・分担研究報告書.P116-127.
- 7) 厚生労働省(令和7年). 警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等. 令和7年1月29日 厚生労働省自殺対策推進室. (Accessed at: <https://www.mhlw.go.jp/content/001386269.pdf>)
- 8) 厚生労働省(2025). 令和6年中における自殺の状況 <https://www.mhlw.go.jp/content/001464717.pdf>
- 9) 内閣府. 男女間賃金格差(我が国の現状). 令和3年度. (Accessed at: https://www.gender.go.jp/research/weekly_data/07.html)

表 1 性別、発症時年齢、支給件数 事業場規模 R2-R4 年度

自殺(N=213)			
性別	件数 (%)		
男性	205	(96.2)	
女性	8	(3.8)	
発症時年齢	男性(N=205) 件数 (%)	女性(N=8) 件数 (%)	男女合計(N=213) 件数 (%)
20-29歳	34 (16.6)	5 (62.5)	39 (18.3)
30-39歳	49 (23.9)	1 (12.5)	50 (23.5)
40-49歳	67 (32.7)	1 (12.5)	68 (31.9)
50-59歳	47 (22.9)	1 (12.5)	48 (22.5)
60-69歳	8 (3.8)	0 (0.0)	8 (3.8)
支給件数	男性(N=205) 件数 (%)	女性(N=8) 件数 (%)	男女合計(N=213) 件数 (%)
R2年度	75 (36.6)	2 (25.0)	77 (36.2)
R3年度	71 (34.6)	3 (37.5)	74 (34.7)
R4年度	59 (28.8)	3 (37.5)	62 (29.1)
事業場規模	男性(N=205) 件数 (%)	女性(N=8) 件数 (%)	男女合計(N=213) 件数 (%)
0-49	93 (45.4)	5 (62.5)	98 (46.0)
50-99	20 (9.8)	0 (0.0)	20 (9.4)
100-499	39 (19.0)	3 (37.5)	42 (19.7)
500-999	23 (11.2)	0 (0.0)	23 (10.8)
1000≤	26 (12.7)	0 (0.0)	26 (12.2)
不明/記載なし	4 (2.0)	0 (0.0)	4 (1.9)

自殺未遂(N=14)			
性別	件数 (%)		
男性	8	(57.1)	
女性	6	(42.9)	
発症時年齢	男性(N=8) 件数 (%)	女性(N=6) 件数 (%)	男女合計(N=14) 件数 (%)
20-29歳	4 (50.0)	1 (16.7)	5 (35.7)
30-39歳	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
40-49歳	2 (25.0)	2 (33.3)	4 (28.6)
50-59歳	1 (12.5)	3 (50.0)	4 (28.6)
60-69歳	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
支給件数	男性(N=8) 件数 (%)	女性(N=6) 件数 (%)	男女合計(N=14) 件数 (%)
R2年度	2 (25.0)	2 (33.3)	4 (28.6)
R3年度	4 (50.0)	1 (16.7)	5 (35.7)
R4年度	2 (25.0)	3 (50.0)	5 (35.7)
事業場規模	男性(N=8) 件数 (%)	女性(N=6) 件数 (%)	男女合計(N=14) 件数 (%)
0-49	2 (25.0)	3 (50.0)	5 (35.7)
50-99	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (14.3)
100-499	4 (50.0)	1 (16.7)	5 (35.7)
500-999	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
1000≤	0 (0.0)	2 (33.3)	2 (14.3)
不明/記載なし	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 2 決定時疾患名 R2-R4 年度

自殺(N=213)			
性別	件数 (%)		
男性	205 (96.2)		
女性	8 (3.8)		
決定時疾患名	男性(N=205) 件数 (%)	女性(N=8) 件数 (%)	男女合計(N=213) 件数 (%)
F2 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	3 (1.5)	0 (0.0)	3 (1.4)
F22.0 妄想性障害	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)
F25 統合失調感情障害、躁病型	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.5)
F3 気分(感情)障害	174 (84.9)	5 (62.5)	179 (84.0)
F3 下位分類不明	21 (10.2)	1 (12.5)	22 (10.3)
F31 双極性感情障害	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)
F32 うつ病エピソード	106 (51.7)	4 (50.0)	110 (51.6)
F32.0 軽症うつ病エピソード	7 (3.4)	0 (0.0)	7 (3.3)
F32.1 中等症うつ病エピソード	15 (7.3)	0 (0.0)	15 (7.0)
F32.2 精神病症状をともなわない重症うつ病エピソード	10 (4.9)	0 (0.0)	10 (4.7)
F32.3 精神病症状をともなう重症うつ病エピソード	3 (1.5)	0 (0.0)	3 (1.4)
F32.9 うつ病エピソード、特定不能のもの	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)
F33 反復性うつ病性障害	8 (3.9)	0 (0.0)	8 (3.8)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	28 (13.7)	3 (37.5)	31 (14.6)
F41.2 混合性不安抑うつ障害	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (0.5)
F43 下位分類不明	4 (2.0)	0 (0.0)	4 (1.9)
F43.0 急性ストレス反応	4 (2.0)	0 (0.0)	4 (1.9)
F43.2 適応障害	18 (8.8)	2 (25.0)	20 (9.4)
F43.8 他の重度ストレス反応	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.5)
F43.9 重度ストレス反応	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.5)

自殺未遂(N=14)			
性別	件数 (%)		
男性	8 (57.1)		
女性	6 (42.9)		
決定時疾患名	男性(N=8) 件数 (%)	女性(N=6) 件数 (%)	男女合計(N=14) 件数 (%)
F2 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F22.0 妄想性障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F25 統合失調感情障害、躁病型	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F3 気分(感情)障害	4 (50.0)	3 (50.0)	7 (50.0)
F3 下位分類不明	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
F31 双極性感情障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F32 うつ病エピソード	2 (25.0)	2 (33.3)	4 (28.6)
F32.0 軽症うつ病エピソード	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F32.1 中等症うつ病エピソード	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (14.3)
F32.2 精神病症状をともなわない重症うつ病エピソード	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F32.3 精神病症状をともなう重症うつ病エピソード	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F32.9 うつ病エピソード、特定不能のもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F33 反復性うつ病性障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	4 (50.0)	3 (50.0)	7 (50.0)
F41.2 混合性不安抑うつ障害	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F43 下位分類不明	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (14.3)
F43.0 急性ストレス反応	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F43.2 適応障害	2 (25.0)	3 (50.0)	5 (35.7)
F43.8 他の重度ストレス反応	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
F43.9 重度ストレス反応	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

表 3 業種 R2-R4 年度

全体比較で有意差がみられた

統計整理データ

赤文字は「有意に多い」、青文字は「有意に少ない」ことを示す

自殺(N=213)	df=17 Yates $\chi^2=99.509$ p=1.0969E-13						
業種	精神障害事 案認定件数	自殺件数	期待度数	調整標準化 残差	標準化残差 (両側p値)	**p<0.01 *p<0.05	χ^2
製造業	310	56	33.914	4.383	P < 0.001	**	14.3837
卸売業、小売業	239	28	26.146	0.410	0.6817		0.1314
医療、福祉	454	9	49.667	-6.983	P < 0.001	**	33.2980
運輸業、郵便業	193	21	21.114	-0.028	0.9779		0.0006
建設業	133	37	14.550	6.461	P < 0.001	**	34.6389
サービス業(他に分類されないもの)	105	10	11.487	-0.478	0.6327		0.1925
宿泊業、飲食サービス業	120	12	13.128	-0.341	0.7335		0.0969
情報通信業	86	10	9.408	0.209	0.8344		0.0372
学研究、専門・技術サービス業	77	9	8.424	0.215	0.8300		0.0394
教育、学習支援業	54	5	5.908	-0.401	0.6882		0.1394
金融業、保険業	42	3	4.595	-0.797	0.4255		0.5535
不動産業、物品賃貸業	39	0	4.267	-2.211	0.0270	*	4.2666
生活関連サービス業、娯楽業	40	4	4.376	-0.192	0.8474		0.0323
農業、林業	13	0	1.422	-1.268	0.2048		1.4222
複合サービス事業	15	4	1.641	1.959	0.0501		3.3912
電気・ガス・熱供給・水道業	14	4	1.532	2.121	0.0339	*	3.9783
漁業	10	1	1.094	-0.095	0.9239		0.0081
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0	0.328	-0.608	0.5435		0.3282
公務(他に分類されるものを除く)	0	0	—	—	—		—
分類不能の産業	0	0	—	—	—		—
未確定	0	0	—	—	—		—
合計	1,947	213					

全体としては有意差はみられなかった

自殺未遂(N=14)	df=17 Yates $\chi^2=22.3427$ p=0.1719						
業種	精神障害事 案認定件数	自殺未遂 件数	期待度数	調整標準化 残差	標準化残差 (両側p値)		χ^2
製造業	310	5	2.229	2.031	0.0422		3.4445
卸売業、小売業	239	1	1.719	-0.587	0.5570		0.3004
医療、福祉	454	2	3.265	-0.802	0.4225		0.4898
運輸業、郵便業	193	1	1.388	-0.348	0.7278		0.1084
建設業	133	2	0.956	1.110	0.2672		1.1389
サービス業(他に分類されないもの)	105	2	0.755	1.478	0.1393		2.0530
宿泊業、飲食サービス業	120	0	0.863	-0.962	0.3359		0.8629
情報通信業	86	0	0.618	-0.807	0.4195		0.6184
学研究、専門・技術サービス業	77	0	0.554	-0.762	0.4461		0.5537
教育、学習支援業	54	0	0.388	-0.634	0.5259		0.3883
金融業、保険業	42	0	0.302	-0.558	0.5771		0.3020
不動産業、物品賃貸業	39	0	0.280	-0.537	0.5914		0.2804
生活関連サービス業、娯楽業	40	0	0.288	-0.544	0.5865		0.2876
農業、林業	13	0	0.093	-0.308	0.7582		0.0935
複合サービス事業	15	0	0.108	-0.331	0.7407		0.1079
電気・ガス・熱供給・水道業	14	1	0.101	2.855	0.0043		8.0343
漁業	10	0	0.072	-0.270	0.7873		0.0719
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0	0.022	-0.148	0.8827		0.0216
公務(他に分類されるものを除く)	0	0	—	—	—		—
分類不能の産業	0	0	—	—	—		—
未確定	0	0	—	—	—		—
合計	1,947	14					

表 4 労災認定要因 R2-R4 年度 *1

		自殺 男性 n=205	自殺 女性 n=8	自殺 男女合計 n=213	自殺未遂 男性 n=8	自殺未遂 女性 n=6	自殺未遂 男女合計 n=14
＜特別な出来事＞		n (%)	n (%)	n (%)	n (%)	n (%)	n (%)
心理的負荷が極度のもの		3 (1.5)	0 (0.0)	3 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
極度の長時間労働		15 (7.3)	1 (12.5)	16 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
＜恒常的な長時間労働＞		53 (25.9)	0 (0.0)	53 (24.9)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
＜具体的な出来事＞							
出来事の種類 *2	具体的な出来事						
①事故や災害の体験	1 (重度の) 病気やケガをした	7 (3.4)	0 (0.0)	7 (3.3)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	2 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	4 (2.0)	0 (0.0)	4 (1.9)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	3 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	4 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	31 (15.1)	0 (0.0)	31 (14.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	5 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	5 (2.4)	0 (0.0)	5 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	6 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	3 (1.5)	0 (0.0)	3 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	7 業務に関連し、違法行為を強要された	4 (2.0)	1 (12.5)	5 (2.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
	8 達成困難なノルマが課された	10 (4.9)	0 (0.0)	10 (4.7)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	9 ノルマが達成できなかった	7 (3.4)	0 (0.0)	7 (3.3)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	10 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	14 (6.8)	0 (0.0)	14 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	11 顧客や取引先から無理な注文を受けた	9 (4.4)	0 (0.0)	9 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	12 顧客や取引先からクレームを受けた	12 (5.9)	0 (0.0)	12 (5.6)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	13 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	14 上司が不在になることにより、その代行を任された	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
②仕事の失敗、過重な責任等の発生	15 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	96 (46.8)	2 (25.0)	98 (46.0)	4 (50.0)	1 (16.7)	5 (35.7)
	16 1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った	20 (9.8)	0 (0.0)	20 (9.4)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	17 2週間(12日)以上にわたって連続勤務を行った	63 (30.7)	3 (37.5)	66 (31.0)	2 (25.0)	1 (16.7)	3 (21.4)
	18 勤務形態に変化があった	9 (4.4)	0 (0.0)	9 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	19 仕事のペース、活動の変化があった	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	20 退職を強要された	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
	21 配置転換があった	22 (10.7)	0 (0.0)	22 (10.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	22 転勤をした	13 (6.3)	0 (0.0)	13 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	23 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	7 (3.4)	0 (0.0)	7 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	24 非正規社員の理由により仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
③仕事の量・質	25 自分の昇格・昇進があった	8 (3.9)	0 (0.0)	8 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	26 部下が減った	5 (2.4)	0 (0.0)	5 (2.3)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (7.1)
	27 早期退職制度の対象となった	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	28 非正規社員である自分の契約満了が迫った	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	29 (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	30 上司とのトラブルがあった	46 (22.4)	1 (12.5)	47 (22.1)	1 (12.5)	3 (50.0)	4 (28.6)
	31 同僚とのトラブルがあった	8 (3.9)	0 (0.0)	8 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	32 部下とのトラブルがあった	10 (4.9)	1 (12.5)	11 (5.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	33 理解してくれていた人の異動があった	4 (2.0)	1 (12.5)	5 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	34 上司が替わった	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
④役割・地位の変化等	35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	36 セクシュアルハラスメントを受けた	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
	29 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	38 (18.5)	3 (37.5)	41 (19.2)	5 (62.5)	2 (33.3)	7 (50.0)
	30 同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	6 (2.9)	0 (0.0)	6 (2.8)	2 (25.0)	1 (16.7)	3 (21.4)
	29 (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	30 上司とのトラブルがあった	46 (22.4)	1 (12.5)	47 (22.1)	1 (12.5)	3 (50.0)	4 (28.6)
	31 同僚とのトラブルがあった	8 (3.9)	0 (0.0)	8 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	32 部下とのトラブルがあった	10 (4.9)	1 (12.5)	11 (5.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	33 理解してくれていた人の異動があった	4 (2.0)	1 (12.5)	5 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	34 上司が替わった	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
⑤対人関係	35 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	36 セクシュアルハラスメントを受けた	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (7.1)
	29 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	38 (18.5)	3 (37.5)	41 (19.2)	5 (62.5)	2 (33.3)	7 (50.0)
	30 同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けた	6 (2.9)	0 (0.0)	6 (2.8)	2 (25.0)	1 (16.7)	3 (21.4)
	29 (ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	30 上司とのトラブルがあった	46 (22.4)	1 (12.5)	47 (22.1)	1 (12.5)	3 (50.0)	4 (28.6)
	31 同僚とのトラブルがあった	8 (3.9)	0 (0.0)	8 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	32 部下とのトラブルがあった	10 (4.9)	1 (12.5)	11 (5.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	33 理解してくれていた人の異動があった	4 (2.0)	1 (12.5)	5 (2.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	34 上司が替わった	2 (1.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

*1: 具体的な出来事が重複している事例もあるため、事象数と出来事の合計は一致しない。割合の算出は事象数を分母としている。

*2: 具体的な出来事が複数該当している事例もある。

表 5 精神科受診、遺書、自殺手段、結婚歴、企図までの期間、相談相手 R2-R4 年度

自殺事案213件				自殺未遂事案14件				<統計検定>	
精神科受診				精神科受診				χ ² 検定	
自殺事案(213件)	あり	63	(29.6)	自殺未遂事案(14件)	あり	11	(78.6)	Yates χ ² =12.2082 p=0.0005	**
	なし	150	(70.4)		なし	3	(21.4)		
遺書				遺書				χ ² 検定	
自殺事案(213件)	あり	88	(41.3)	自殺未遂事案(14件)	あり	1	(7.1)	Yates χ ² =5.0819 p=0.0242	*
	なし	125	(58.7)		なし	13	(92.9)		
結婚歴				結婚歴				Fisher's Exact Test(モンテカルロ法による推定)	
自殺事案(213件)	未婚	71	(33.3)	自殺未遂事案(14件)	未婚	6	(42.9)	p=0.476	
	既婚	132	(62.0)		既婚	7	(50.0)		
	離婚	6	(2.8)		離婚	1	(7.1)		
	死別	1	(0.5)		死別	0	(0.0)		
	不明/記載なし	3	(1.4)		不明/記載なし	0	(0.0)		
子ども				子ども				Fisher's Exact Test	
自殺事案(213件)	いない	92	(43.2)	自殺未遂事案(14件)	いない	9	(64.3)	p=0.2665	
	いる	119	(55.9)		いる	5	(35.7)		
	不明/記載なし	2	(0.9)		不明/記載なし	0	(0.0)		
精神疾患発症から企図までの期間				精神疾患発症から企図までの期間				Fisher's Exact Test	
自殺事案(213件)	0～6日	69	(32.4)	自殺未遂事案(14件)	0～6日	7	(50.0)	p=0.7075	
	7～29日	67	(31.5)		7～29日	3	(21.4)		
	30～89日	35	(16.4)		30～89日	1	(7.1)		
	90～179日	23	(10.8)		90～179日	2	(14.3)		
	180～359日	17	(8.0)		180～359日	1	(7.1)		
	360日以上	2	(0.9)		360日以上	0	(0.0)		
相談相手(複数回答)				相談相手(複数回答)				Fisher's Exact Test	
自殺事案(213件)	家族	126	(59.2)	自殺未遂事案(14件)	家族	3	(21.4)	p=0.0237	*
	友人	4	(1.9)		友人	0	(0.0)		
	同僚/上司	32	(15.0)		同僚/上司	1	(7.1)		
	主治医	63	(29.6)		主治医	11	(78.6)		
	その他(恋人等)	2	(8.0)		その他(恋人等)	0	(0.0)		
	なし/不明	51	(23.9)		なし/不明	3	(21.4)		

有意差あり

有意差あり

有意差なし

有意差なし

有意差なし

有意差のあった項目

p=0.0175

p=0.0003

有意差あり

有意差あり

有意差なし

有意差なし

有意差なし

有意差のあった項目

 $p=0.0175$ $p=0.0003$